川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例(平成12年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改め、同表中

Γ

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを 使用して高圧ガスの製造をするもの

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル

未満の設備

1 件につき 7

| 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メート | | |
|---------------------------------|-------|---------|
| ル未満の設備 | 1件につき | 11,000円 |
| 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メー | | |
| トル未満の設備 | 1件につき | 13,000円 |
| 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メー | | |
| トル未満の設備 | 1件につき | 16,000円 |
| 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メ | | |
| ートル未満の設備 | 1件につき | 21,000円 |
| 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方 | | |
| メートル未満の設備 | 1件につき | 27,000円 |
| 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立 | | |
| 方メートル未満の設備 | 1件につき | 44,000円 |
| 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000 | | |
| 立方メートル未満の設備 | 1件につき | 60,000円 |
| 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,00 | | |
| 0立方メートル未満の設備 | 1件につき | 75,000円 |
| 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 | 1件につき | 91,000円 |

を

Γ

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。)

| 1 6 | | I | |
|--------------|---------------------------------|-------|---------|
| | 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル | | |
| | 未満の設備 | 1件につき | 7,400円 |
| | 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メート | | |
| | ル未満の設備 | 1件につき | 11,000円 |
| | 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メー | | |
| | トル未満の設備 | 1件につき | 13,000円 |
| | 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メー | | |
| | トル未満の設備 | 1件につき | 16,000円 |
| | 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メ | | |
| | ートル未満の設備 | 1件につき | 21,000円 |
| | 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方 | | |
| | メートル未満の設備 | 1件につき | 27,000円 |
| | 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立 | | |
| | 方メートル未満の設備 | 1件につき | 44,000円 |
| | 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000 | | |
| | 立方メートル未満の設備 | 1件につき | 60,000円 |
| | 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,00 | | |
| | 0立方メートル未満の設備 | 1件につき | 75,000円 |
| | 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 | 1件につき | 91,000円 |
| 高 | 圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者で | | |
| あ | って移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製 | | |
| 造 | をするもの(当該移動式製造設備について液化石 | | |
| 油 | ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | | |
| 第 | 37条の4第1項の許可を受けた者に限る。) | 1件につき | 6,000円 |

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から 適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

参考資料

制定要旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を改定し、並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けた者に係る高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に係る手数料を定めるため、この条例を制定するものである。